

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
質問及び回答（要求水準書）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書		2	1	4						事業期間（予定）及び業務内容	図1-4-1事業(予定)スケジュールにおいて、4号炉はH34年から休止となっておりますが、事業開始後H31～33年の間は既設設備からの給電と考えてよろしいでしょうか。	事業開始後は、PFI事業者の受電設備からの給電をお願いします。
2	要求水準書		3	1	5						事業場所等	「質問及び回答(入札説明書)No. 5)にて「別紙2の2の敷地境界外及び稼働中の既存改良土プラントは(無償にて提供の)対象外」とありますが、工事期間中についての敷地利用について、既設1号及び2号焼却炉解体撤去工事時の撤去品仮置きスペースや、資材ヤードとしての敷地に不足が見込まれるため、場内敷地の貸与をぜひとも再考いただきたく存じます。	工事に係るスペースの貸与は協議のうえ、対応します。
3	要求水準書		3	1	5						事業場所	「質問及び回答(要求水準書)No. 6)にてご回答いただいた内容について、市殿で実施する土砂の移動は、本工事スケジュールに影響のない時期に完了して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書		10	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	参考資料（既施設設図面）においてもPCBの有無及びアスベストの有無が明記されていない機器、配管及び電気材料が認められますが、これらは「PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物」に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	参考資料（既施設設図面）として閲覧・貸与が可能範囲で確認できない場合は、ご理解のとおりです。
5	要求水準書		10	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	『質疑及び回答(No.37)』について、貸与図面で確認出来ない場合は、アスベスト検体調査を計画しますが、アスベストが含入していた場合の除去工事費用については、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	No4をご参照ください。
6	要求水準書		10	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	『質疑及び回答(No.37)』について、貸与図面で確認出来ない場合は、アスベスト検体調査を計画しますが、アスベストが含入していた場合の処分費用については、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	No4をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	要求水準書		11	3	2	(2)					既存土質調査	「質問及び回答(要求水準書)No. 44」にてご回答いただいた内容について、側方流動対策が必要となった場合の費用は、本事業費に計上されていないとの理解で宜しいでしょうか。追加費用請求について協議をお願い致したく存じます。	対策が必要となった場合は、本市で対応します。対策を行う場合、PFI事業者は工事等にご協力ください。
8	要求水準書		12	3	3	(5)					計画年間稼働日数	質問及び回答(要求水準書) No. 47でのご回答内容を考慮し、施設によっては310日/年以下で運用する方法を提案させていただきます。	燃料化施設、汚泥焼却炉新1号炉の310日/年程度は、「設計に関する事項」で定める計画稼働日数であり、運用方法における実稼働日数を規定するものではありません。
9	要求水準書		16	3	3	(11)					温室効果ガス排出量	「質問及び回答(要求水準書)No. 55」にてご回答いただいた内容について、既設4・5号炉の温室効果ガス排出量をご教示下さい。	北部汚泥資源化センターの汚泥処理1tあたりの温室効果ガス排出量は、216.7kg-CO2/tです。
10	要求水準書		16	3	3	(12)					環境保全に関する法令等の遵守	平成27年8月19日に公表された要求水準書への質問回答No56にて「要求水準書P23をご参照ください。」との回答がありますが、P23の『(3)性能保証事項』に記載の内容が『内規等』に相当するとの理解でよろしいでしょうか。また、その他本事業に影響を及ぼす『内規等』は無いとの理解でよろしいでしょうか(事業者の知りえない内規等が事業契約後に判明することを避けるために確認するものです)。	P23の『(3)性能保証事項』に記載の内容は遵守してください。また、環境保全対策等に変更が生じた場合は別途協議します。
11	要求水準書		16	3	3	(12)	イ				大気汚染	『「～市が内規等で定める施設全体としての総量規制等がある場合は、市より別途提示することとする。」とありますが、閲覧資料で提示されているのでしょうか。』との質問に、『要求水準書p23をご参照ください。』との回答をいただきました。総量規制は、かかっていないとの認識でよろしいでしょうか？	No10をご参照ください。
12	要求水準書		16	3	3	(12)	イ				大気汚染	質問及び回答(要求水準書) No. 56、57でのご回答内容から、要求水準書p23に記載された事項が『、、市が内規等で定める施設全体の総量規制、、』を全て網羅しているとの理解で宜しいでしょうか。	No10をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
13	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備_直接契約	「本事業の実施に必要な電力は、電気設備を建設して引き込みを行い、PFI事業者が供給者と直接契約することを基本とする。やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受けるものとする」とありますが、電気供給者との協議の中で「一自家用工作物をまたぐ別系統での電気供給は電気事業法上不可」との見解があります。 今後の供給者との契約締結交渉状況にもよりますが、「やむを得ない理由」に該当する可能性があります。 サービス購入料B-4の算定に影響を及ぼす可能性もあり、ユーティリティ単価については、統一単価の提示を要望致します。	直接契約を原則とします。 提案者がやむを得ないと判断する場合は、提案を記載して下さい。
14	要求水準書		19	3	3	(17)	ア				電気設備（高压受変電設備）	既設設備から受電する場合の契約単価は、電力会社の高压電力B契約相当と考えてよろしいでしょうか。	北部汚泥資源化センターが電気事業者等に支払った電力料金と北部汚泥資源化センターで使用した総電力使用量を基に電力料金単価を算出し、契約単価とします。
15	要求水準書		32	4	3	(12)	ウ				本施設見学者の対応に関する協力	見学者の説明用スペースや設備検討のため、1回あたりの見学での最大受入れ見学者数をご教示ください。	実績より、見学者数は最大20名程度を想定しています。
16	要求水準書		38	4	5	(1)	コ				環境項目に関する事項	「『排ガス中の窒素酸化物、酸素濃度等を連続して、』との記載がありますが、その他連続計測の必要性がある項目があれば、ご指示下さい。」との質問に、「要求水準書記載のとおりです。」とのご回答でした（質問及び回答（要求水準書）No.104）。排気ガス中の窒素酸化物（No x）と酸素（O2）濃度だけと解釈してよろしいでしょうか？	要求水準書p38 コ 環境項目に関する事項 PFI事業者は、排ガス中の窒素酸化物（NOx）、酸素（O2）濃度等を連続して測定し、データを記録する。としており、Nox, O2に限定するものではありません。現在の環境監視では、NOx, SO2, CO, CO2, O2, HCL, ばいじんの7成分のガス濃度を1台で同時に連続測定できる機器も普及しており、最新の機器を選定していただけるものと考えております。
17	要求水準書		39	4	5	(6)	イ				環境項目に関する事項	質問及び回答（要求水準書）No.104でのご回答内容を考慮し、排出ガスの連続計測項目は窒素酸化物、酸素濃度の2点ということで宜しいでしょうか。	No16をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
18	要求水準書		39	4	5	(6)	イ				随時報告を行う事項	『測定したデータを～テレメータシステムで送信すること』とありますが、本PFI事業者は信号ケーブルを北部汚泥資源化センター内の既設テレメータシステムに接続することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書		39	4	5	(6)	イ				随時報告を行う事項	『測定したデータを～貴市環境監視センターにテレメータシステムで送信すること』とありますが、同センター側の既設システムへの機能追加は貴市で行っていただけるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書		39	4	5	(6)	イ				環境項目に関する事項	『質疑及び回答No.104(平成27年8月19日付け)』について、要求水準書を確認しましたが、窒素酸化物と酸素濃度のみを連続計測するという事でよろしいでしょうか。	No16をご参照ください。
21	要求水準書		40	4	6	(7)					5号炉焼却炉の修繕	H39年頃に貴市にて発注予定の『基幹的設備改良工事等』について、その内容をご提示願います。	現時点での具体的計画はありません。
22	要求水準書		40	4	6	(7)					5号炉焼却炉の修繕	H39年頃に貴市にて発注予定の『基幹的設備改良工事等』の作業期間は2年以内と考えてよろしいでしょうか。	概ね2年を想定しています。
23	要求水準書	2	54		2						敷地境界図 改良土プラント用地の埋設物調査	改良土プラント用地の未舗装部分にかかる造成について「質問及び回答(要求水準書No. 113)」に「必要に応じて埋設物調査を行い、安全を確認してください」とありますが、「安全の確認」とは「施工上の安全を確認する」調査との認識でよろしいでしょうか？	回答は「対象箇所において、施設設置や掘削等を行う場合、必要に応じて埋設物調査を行い、安全を確認してください。」としております。施設設置計画において運営上の安全に支障となることが想定される場合も調査は必要と考えます。